

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正について

教育委員会事務局教育政策課

1 改正の趣旨

- ・ 犯罪被害者等支援の重要性や被害者参加制度の公益性等を考慮し、被害者参加人(殺人、傷害等の一定の刑事事件の被害者やその配偶者、親族であって、刑事裁判への参加を許可された者)として裁判所等に出頭する場合も特別休暇(官公署出頭休暇)の対象とするため、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

- ・ 特別休暇(官公署出頭休暇)の対象範囲を拡大するため人事院規則が改正されることを受け、同様に「被害者参加人」の文言を追加する(知事部局と同様の改正)。

3 施行期日

令和8(2026)年6月1日

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第13号

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年6月1日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成7年栃木県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（特別休暇）</p> <p>第11条 条例第13条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人、被害者参加人等</u>として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署に出頭する場合 その都度必要と認められる期間</p> <p>(3)～(18) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（特別休暇）</p> <p>第11条 条例第13条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人等</u>として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署に出頭する場合 その都度必要と認められる期間</p> <p>(3)～(18) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（教育政策課）